

独立行政法人国立長寿医療研究センターにおける障害者就労施設等からの  
物品等の調達に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この取扱要綱は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）における物品等及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たり、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者の雇用に努める東海地区（愛知県、岐阜県、三重県）の中小企業者、事業協同組合等、障害者支援施設等及び障害者の在宅就業支援を目的としたNPO法人等を積極的に活用することにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この取扱要綱は、センターが発注する物品等（建設工事関係を除く。以下同じ。）の調達について適用するものとする。

2 この取扱要綱に基づきセンターが発注する物品等の調達の対象とする事業種目は、別表に掲げるとおりとする。

(用語の定義)

第3条 この取扱要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号、次号において「法」という。）

第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号のうち、同法施行規則第1条の4第1号に規定する精神障害者をいう。

二 障害者就労施設等

ア 障害者多数雇用企業

次のいずれにも該当する者であつて、この取扱要綱の定めるところにより登録（以下「登録」という。）を受けたものをいう。

(ア) 東海地区に本店を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者）又は東海地区の事業協同組合等（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の8各号に規定する組合）であること。

(イ) 法第43条（除外率に係る部分を除く。）の規定の例により算定したその雇用する労働者の数に対する障害者である労働者の数の割合が100分の3.6以上であること。

イ 障害者支援施設等

東海地区で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3の2号、第4号、第5号、同条第3項第4の2号（障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第15項に規定する就労移行支援又は同条第16項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業に限る。）同項第7号に規定する事業を行う者又は東海地区でその他地域作業所等福祉的就労の場を営む者であつて、登録を受けたものをいう。

ウ 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）

障害者の在宅就業を支援するために、SOHO（Small Office Home Office）で働く障害者に対する仕事の開拓、仕事の発注を行っている特定非営利活動促進法（平成10年法第7号）第2条第2項で規定する法人であって、登録を受けた者をいう。

（障害者就労施設等の申請）

第4条 前条第2号に規定する障害者就労施設等としての登録（NPO法人等にあつては、役務の調達に係るものに限る。）を受けようとする者は、総長に申請を行うものとする。

なお、申請した内容に変更が生じた場合はその内容を届け出るものとする。

（障害者就労施設等の登録）

第5条 総長は、前条の規定に基づき申請があつたときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは登録を行うとともに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 当該登録の有効期間は、2年間とし、原則、4月1日から翌々年の3月31日までとする。ただし、登録日が4月1日以降の場合は登録日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（登録の取消し）

第6条 総長は、障害者就労施設等の登録を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- 一 第3条第2号の規定に該当しなくなったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 三 その他前号に類する事情により、障害者就労施設等として登録しておくことが適当でないと総長が認めたとき。

（名簿の公表）

第7条 総長は、登録した障害者就労施設等について、当該名簿を作成し、公表するものとする。

（随意契約による優先的取扱い）

第8条 契約担当者は、物品等の調達にかかる随意契約を行う場合には、当該契約がセンター契約事務取扱細則第30条第1項各号に該当する場合に限り、2者以上の障害者多数雇用企業から優先的に見積書を徴することに努めるものとする。ただし、2社以上の障害者多数雇用企業から見積書を徴することが著しく困難な事情があるときは、この限りではない。

（指名競争入札における優先的取扱い）

第9条 契約担当者は、物品等の調達にかかる指名競争入札を行う場合には、障害者多数雇用企業を優先的に指名することに努めるものとする。

（障害者支援施設等からの調達）

第10条 契約担当者は、障害者支援施設等が供給できる物品等の調達においては、随意契約により障害者支援施設等から調達することに努めるものとする。

(NPO法人からの調達)

第11条 契約担当者は、NPO法人が提供できる役務の調達においては、随意契約によりNPO法人から調達することに努めるものとする。

(その他)

第12条 この取扱要綱に定めるもののほか、この取扱要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この取扱要綱は、平成25年2月25日から施行する。
- 2 この取扱要綱は、平成25年4月1日以降に締結する契約について適用する。

別表（第2条）

1 物品の製造及び販売関係

事業種目（中分類）			
101	衣類・その他繊維製品類	114	家具・什器類
102	ゴム・皮革・プラスチック製品類	115	一般・産業用機器類
104	非鉄金属・金属製品類	116	電気・通信用機器類
105	フォーム印刷	117	電子計算機類
106	その他印刷類	118	精密機器類
107	図書類	119	医療用機器類
108	電子出版物類	120	事務用機器類
109	紙・紙加工品類	121	その他機器類
110	車両類	122	医薬品・医療用品類
111	その他輸送・搬送機械器具類	123	事務用品類
113	燃料類	129	その他

2 役務の提供等

事業種目（中分類）			
201	公告・宣伝	209	建物管理等各種保守管理
202	写真・製図	210	運送
203	調査・研究	211	車両整備
204	情報処理	213	電子出版
206	ソフトウェア開発	215	その他
208	賃貸借		

（注） 上記の事業種目区分は、国の競争参加者の資格に関する公示による「資格の種類及び調達する物品等の種類」に基づくものである。

